

# 物品調達の入札における同等品の取扱いについて

令和4年5月12日

総務部監理用地課

仕様書に「同等品」による入札も可能とした旨の記載がある場合は、例示製品として記載されたメーカー名、製品名、型式による物品のほか、同等品の必要要件を満たす物品であれば、入札に参加することができます。

同等品による入札を希望する場合の取扱いについては、入札の適正化及び品質確保のため、次の手続きにより事前に同等品の確認を受けるものとします。

## 1 同等品の定義

仕様書に記載された同等品の必要要件を満たすものとします。

## 2 同等品の確認方法

(1) 同等品による入札を希望する者は、入札公告又は指名通知書に示す質疑の提出期限までに、メーカー名、製品名、型式を記載した同等品確認書及び仕様書に記載された同等品の必要要件を満たすことが確認できる資料（カタログ等）と別紙の同等品確認書を入札担当課に持参、郵送又はファクシミリで提出してください。

(2) 同等品の確認に係る回答方法

ア 一般競争入札による場合は、上記2(1)で提出された書類を確認したうえで、同等品の選定可否に係る同等品確認書を西予市ホームページに掲載します。掲載期間は入札公告に示す同等品確認書の閲覧期間と同様になります。

イ 指名競争入札による場合は、上記2(1)で提出された書類を確認したうえで、同等品の選定可否に係る同等品確認書を指名業者全てにファクシミリで送信します。

(3) 既に他の入札希望者が同等品確認の期限までに確認を得ている同等品により入札する場合は、自らの同等品の確認手続きを省略して入札することができます。

## 3 留意事項

(1) 同等品の確認を得ていない物品で、入札することはできません。落札後に確認を得ていないことが判明した場合は、仕様書に記載された例示製品又は既に同等品として確認が得られている物品を納入し

ていただきます。

- (2) 落札決定後から契約締結前の間において上記3(1)による納入ができない旨の申し出があった場合には入札を無効として落札決定を取消し、指名停止措置を科すことがあります。なお、この場合、予定価格の範囲内で入札した他の者を落札者とする場合があります。
- (3) 契約締結後において上記3(1)による納入ができない旨の申し出があった場合には契約を解除し、違約金の徴収や指名停止の措置を科すことがあります。

#### 4 適用範囲及び適用日

- (1) 当該取扱いは、物品調達の入札において、特定の物品を調達する場合及び仕様書に仕様概要のみを定めている場合には適用されません。
- (2) 当該取扱いは、令和4年5月12日以降に入札公告又は指名通知する物品調達の入札から適用します。

※ 当該取扱いについては、「見積合わせ」を含むものとします。この場合は、文中の「入札」を「見積」又は「見積合わせ」に、「入札公告」を「見積依頼通知書」に読み替えてください。

また、同等品の確認に係る回答方法については、2(2)イに記載と同様の取扱いとなります。

※ 同等品確認書は、別紙の様式となります。

## 同 等 品 確 認 書

件 名	
入札(見積)日	年 月 日

品 名	仕様書例示製品	同等品	確 認
		メーカー名・製品名・型式等	(市記入欄)
			可 ・ 否
			可 ・ 否
			可 ・ 否

上記同等品について、確認をお願いします。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電 話 番 号  
F A X

- ※同等品確認書は、質疑の提出期限までに、監理用地課へ提出してください。
- ※同等品にて入札・見積り合わせに参加する場合は、必ずこの確認書により事前確認を受けてください。
- ※同等品の規格・品質・性能等が確認できるカタログ等の写しを添付してください。
- ※回答として、確認欄に「承認」または「不承認」を記載し、入札等に参加予定の全員へFAXにより通知します。質問者名は通知しません。

【市記入欄】	
担当課	
担当者	
電話番号	
確認日	年 月 日